

佐賀県立学校の課程等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月八日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第十二号

佐賀県立学校の課程等に関する規則等の一部を改正する規則

(佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部改正)

第一条 佐賀県立学校の課程等に関する規則(昭和三十九年佐賀県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「佐賀県立金立養護学校」を「佐賀県立金立特別支援学校」に、「佐賀県立大和養護学校」を「佐賀県立大和特別支援学校」に、「佐賀県立北部養護学校」を「佐賀県立唐津特別支援学校」に、「佐賀県立伊万里養護学校」を「佐賀県立伊万里特別支援学校」に、「佐賀県立中原養護学校」を「佐賀県立中原特別支援学校」に改める。

(佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正)

第二条 佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則(平成二十一年佐賀県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表中「佐賀県立金立養護学校」を「佐賀県立金立特別支援学校」に、「佐賀県立大和養護学校」を「佐賀県立大和特別支援学校」に、「佐賀県立北部養護学校」を「佐賀県立唐津特別支援学校」に、「佐賀県立伊万里養護学校」を「佐賀県立伊万里特別支援学校」に、「佐賀県立中原養護学校」を「佐賀県立中原特別支援学校」に改める。

(佐賀県立学校の分校の設置に関する規則の一部改正)

第三条 佐賀県立学校の分校の設置に関する規則(平成二十一年佐賀県教育委

員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表中

佐賀県立中原養護学校鳥栖田代分校

を

佐賀県立中原特別支援学校鳥栖田代分校

に、

佐賀県立中原養護学校

を

佐賀県立中原特別支援学校

に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。